

北斗市公示第19号

地方税法第20条の2の規定により、令和8年度市民税・道民税・森林環境税第1期督促状を別添のとおり公示送達する。

令和 8年 8月 6日

北斗市長 池田 達雄



公示送達書

令和 8年 8月 6日

下記の書類は北斗市役所収納課にて保管しておりますので、ご来庁のうえ受領してください。

北斗市長 池 田 達 雄

送達を受ける
べきもの

氏 名

瀬戸 大聡

送達する書類

令和8年度

市民税・道民税・森林環境税 第1期 督促状

注 意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

別紙対象者名簿(市民税・道民税・森林環境税)

公示送達順	送達する書類	送達を受けるべきもの
1	令和8年度 市民税・道民税・森林環境税 第1期 督促状	瀬戸 大聡